

# POPs 規則附属書 I に UV-328 を追加する 改正案について意見募集を実施



欧州委員会は、POPs 規則 2019/1021 附属書 I に UV-328 を追加する改正案について、2024 年 7 月 30 日から 8 月 27 日までの間、意見募集を実施しました。

今回の改正案は、POPs 規則附属書 I に UV-328 を追加し、UV-328 を 1mg/kg(0.0001wt%) を超えて含有する物質、混合物、成形品の製造、上市、使用を禁止する内容となっています。

ただし、以下の用途については、上市、使用が認められます。

- 自動車:2030 年 2 月 26 日まで
- 採血管の内部の機械的分離機構:2030 年 2 月 26 日まで
- 偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム:2030 年 2 月 26 日まで
- 印画紙:2030 年 2 月 26 日まで
- 以下のスペアパーツ:耐用年数の終了または 2044 年のいずれか早い日まで
  - (1)自動車
  - (2)農業・林業・建設業で使用する定置式産業機械
  - (3)分析・測定・制御・監視・試験・製造・検査で使用する計器の液晶ディスプレイ(医療用途を除く)
- 以下のスペアパーツ:耐用年数の終了まで
  - (1)医療機器規則(EU)2017/745 または体外診断用医療機器規則(EU)2017/746 の対象機器の液晶ディスプレイ
  - (2)分析・測定・制御・試験・製造・検査で使用する計器の液晶ディスプレイ
- 上記の適用除外が失効する日以前に EU 域内で使用されている UV-328 を含有する成形品は、引き続き使用可能

この改正規則は、2025 年 2 月 26 日より適用される予定です。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2024 年 7 月 30 日付 欧州委員会(英文)

有機分析箇所 金井佑生